

山形県立鶴岡工業高等学校
旧体育館内残置物撤去及び処分業務
委託仕様書

山形県立鶴岡工業高等学校

委 託 仕 様 書

本仕様書は、山形県立鶴岡工業高等学校旧体育館（以下「旧体育館」という。）の解体に先立ち、旧体育館内に残置された什器その他備品、部活動用物品等の一切の撤去・処分業務について必要な事項を定めるものである。

受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令を遵守するとともに、安全管理及び環境保全に十分留意し、事故防止に努め、適正かつ円滑に業務を実施しなければならない。

1 件名 山形県立鶴岡工業高等学校 旧体育館内残置物撤去及び処分業務

2 履行期限

令和8年12月15日（火）

ただし、工程について以下のとおりとする。

1. 旧体育館内及びその敷地内における撤去、搬出、分別その他現地で実施する作業は、令和8年10月30日（金）までに完了すること。
2. 令和8年10月30日から令和8年12月15日までは、その他本書に定める提出書類の作成及び提出その他契約の履行に必要な事務の期間とする。

3 施設の概要

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 施設名称 | 山形県立鶴岡工業高等学校 旧体育館 |
| (2) 施設の所在地 | 鶴岡市家中新町8番1号 |
| (3) 面積等 | |
| 建築面積 | 1,239 m ² |
| 延べ床面積 | 2,628 m ² |
| 階数 | 地上2階（一部3階部分あり） |
| 建物 | 鉄骨造り |
| 昇降機の有無 | 無し |

4 業務の内容

(1) 概要

旧体育館内に残置された什器その他備品、部活動用物品等の分別、搬出、運搬、処分

(2) 作業工程

旧体育館内及びその敷地内における撤去、搬出、分別その他現地で実施す

る作業は、令和8年10月30日までに完了するものとし、各種報告書その他契約上必要な提出書類は履行期限内に提出すること。

(3) 作業時間

旧体育館内及びその敷地内における作業は、原則平日の午前9時から午後4時30分までとし、午後5時までに退出すること。ただし、発注者が認めた場合はこの限りでない。

(4) 搬出経路

搬出経路及び車両等の配置場所は、発注者と協議のうえ決定すること。

(5) 学校敷地内設備の使用

トイレその他学校施設内設備の使用については、発注者が指定する場所に限るものとする。

(6) 本業務委託の対象となる什器その他備品、部活動用物品等

旧体育館に残置された下記アからケを除く残置物すべてとする。受注者は見積もりに当たっては現地を確認するとともに、別紙「廃棄物の種類と予定数量」を確認のうえ、本業務の内容を踏まえ適切に見積もりを行うこと。

ア 柔道場の畳すべて、天井吊り下げ縄2本

イ 建物躯体、建築設備又はこれらと一体となった家具

ウ 壁面収納その他作りつけ棚等

エ カーテンやネット、バスケットゴール

オ ステージ上の卒業制作

カ 新聞や雑誌を入れている鉄かご（大2、小1）

キ 消火器

ク 建物に設置・固定されている蛍光灯、照明器具

ケ 廃棄対象外の表示があるもの

(7) 留意事項

- ・判断ができないものについては、発注者と協議すること。

- ・業務用冷水器、業務用製氷機などフロンを含む機器については、関係法令に基づき適正にフロン類の回収及び処理を行うこと。業務完了後、フロン類の回収を実施したことが確認できる書類を提出すること。

- ・書籍、雑誌、カタログ、掲示物、ポスター、賞状等はすべてを本業務の対象とする。但し、帳票類は、個人情報観点から、溶解又は焼却により適切に処分すること。

- ・家電リサイクル法その他法令で定められた家電については、法に基づいた手続きにより処理を行うこと。

- ・記憶媒体及び情報機器はデータ消去又は記憶媒体の破碎を実施済みである。

- ・廃棄物のうち一般廃棄物の処理については、収集運搬業許可を受けている市町村の管理する施設又は当該市町村の許可を受けた場所に運搬し、処理すること。

(8) 作業実施上の注意点

- ・受注者は、従業員の雇用にあたり、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- ・受注者は、作業実施にあたり関係法令を遵守し、作業に係る安全を確保し、必要に応じ対策を講じること。
- ・法令の定めにより資格が必要な作業は、有資格者が実施するものとし、安全作業を心掛けること。
- ・業務を履行するうえで官公庁署及び第三者に対する許可申請等の事務手続きが必要な場合は、発注者に連絡し、事務手続き後はその結果を報告すること。
- ・現場責任者の氏名及び緊急連絡先を発注者に届けること。
- ・不足の事態及び事故が発生した時は、速やかにその内容等を発注者に報告し、指示を受けて解決を図り、発注者に書面により報告すること。
- ・廃棄物等の搬出については、10月30日（金）まで完了するものとし、職員の立ち合いにより確認を受けるものとする。確認後、搬出の指示があった廃棄物類については、発注者が指定する期日まで搬出作業を終了すること。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに委託業務場所の現地確認を行い、残置物の種類及び数量、搬出経路、作業方法その他必要な事項を発注者と協議した上で、業務計画書を作成し、作業開始前まで発注者へ提出し確認を受けること。また、特にクレーン等の大型作業車が敷地に乗り入れる場合は、予め発注者に日時を連絡すること。併せて、旧体育館内及びその敷地での作業は令和8年10月30日までに完了できる工程を反映した計画とすること。
- (2) 業務計画書には、次に掲げる事項を記載または添付すること。
- ア 工程表
 - イ 実施体制図
 - ウ 搬出経路等、使用車両及び大型作業車等の使用計画

6 提出書類

- ア 契約締結時

1. 業務計画書
2. 現場責任者届及び緊急連絡先（雇用関係確認書類を添付）

イ 委託業務完了時

1. 完了報告書及び各作業工程における作業写真
2. 全ての廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
3. フロン類回収証明書や家電リサイクル券の写し
4. 関係官公庁署への諸手続きをした場合は関係書類の写し
5. その他発注者の指示による必要な書類

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

廃棄物については、受注者の責任において関係法令に基づき適正に処理すること。マニフェストに記載する排出事業者は、発注者とする。

8 その他

- （１）業務に伴い知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。また本業務完了後も同様とする。
- （２）本仕様に定めのない事項、内容に疑義が生じた場合は発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(別紙) 廃棄物の種類と予定数量

(1) 産業廃棄物の種類等と予定数量

- ・ 業務用機器類 (金属プラスチック木くず混合物) 6,000 k g
- ・ 木くず 2,000 k g
- ・ 金属くず 3,600 k g
- ・ 廃プラスチック類 (焼却対象) 1,500 k g
- ・ 廃プラスチック類 (埋立対象) 2 m³
- ・ ガラス陶磁器くず 250 k g
- ・ 廃蛍光管類 160 k g
- ・ 廃電池類 (アルカリ／マンガン／ニッカド等) 100 k g
- ・ 廃電池類 (リチウム等) 10 k g
- ・ 紙くず 1,000 k g

(2) 特定リサイクル家電の種類等と予定数量

- ・ ブラウン管テレビ (大) 2 台
- ・ 冷蔵庫 (大) 1 台
- ・ 冷蔵庫 (小) 2 台

(3) フロンガス回収対象製品の種類と予定数量

- ・ 第一種特定製品 (1 k g 未満) 3 台

委 託 仕 様 書

〔廃棄物の収集運搬業者が産業廃棄物処分業者と提携して入札に参加する場合の処分業者用〕

本仕様書は、山形県立鶴岡工業高等学校旧体育館（以下「旧体育館」という。）の解体に先立ち、旧体育館内に残置された什器その他備品、部活動用物品等の一切の撤去・処分業務について必要な事項を定めるものである。

受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令を遵守するとともに、安全管理及び環境保全に十分留意し、事故防止に努め、適正かつ円滑に業務を実施しなければならない。

1 件名 山形県立鶴岡工業高等学校 旧体育館内残置物撤去及び処分業務

2 履行期限

令和8年12月15日（火）

ただし、工程について以下のとおりとする。

3. 旧体育館内及びその敷地内における撤去、搬出、分別その他現地で実施する作業は、令和8年10月30日（金）までに完了すること。

4. 令和8年10月30日から令和8年12月15日までは、その他本書に定める提出書類の作成及び提出その他契約の履行に必要な事務の期間とする。

3 施設の概要

(4) 施設名称 山形県立鶴岡工業高等学校 旧体育館

(5) 施設の所在地 鶴岡市家中新町8番1号

(6) 面積等

建築面積 1,239 m²

延べ床面積 2,628 m²

階数 地上2階（一部3階部分あり）

建物 鉄骨造り

昇降機の有無 無し

4 業務の内容

(1) 概要

旧体育館内に残置された什器その他備品、部活動用物品等の分別、搬出、運搬、処分

(2) 作業工程

旧体育館内及びその敷地内における撤去、搬出、分別その他現地で実施する作業は、令和8年10月30日までに完了するものとし、各種報告書その他契約上必要な提出書類は履行期限内に提出すること。

(3) 本業務委託の対象となる什器その他備品、部活動用物品等

旧体育館に残置された下記アからケを除く残置物すべてとする。受注者は見積もりに当たっては現地を確認するとともに、別紙「廃棄物の種類と予定数量」を確認のうえ、本業務の内容を踏まえ適切に見積もりを行うこと。

- ア 柔道場の畳すべて、天井吊り下げ縄2本
- イ 建物躯体、建築設備又はこれらと一体となった家具
- ウ 壁面収納その他作りつけ棚等
- エ カーテンやネット、バスケットゴール
- オ ステージ上の卒業制作
- カ 新聞や雑紙を入れている鉄かご（大2、小1）
- キ 消火器
- ク 建物に設置・固定されている蛍光灯、照明器具
- ケ 廃棄対象外の表示があるもの

(4) 留意事項

- ・判断ができないものについては、発注者と協議すること。
- ・業務用冷水器、業務用製氷機などフロンを含む機器については、関係法令に基づき適正にフロン類の回収及び処理を行うこと。業務完了後、フロン類の回収を実施したことが確認できる書類を提出すること。
- ・書籍、雑誌、カタログ、掲示物、ポスター、賞状等はすべてを本業務の対象とする。但し、帳票類は、個人情報観点から、溶解又は焼却により適切に処分すること。
- ・家電リサイクル法その他法令で定められた家電については、法に基づいた手続きにより処理を行うこと。
- ・記憶媒体及び情報機器はデータ消去又は記憶媒体の破砕を実施済みである。

(5) 作業実施上の注意点

- ・受注者は、従業員の雇用にあたり、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- ・受注者は、作業実施にあたり関係法令を遵守し、作業に係る安全を確保し、必要に応じ対策を講じること。

5 提出書類

ア 契約締結時

1. 業務工程表

イ 委託業務完了時

1. 完了報告書及び各作業工程における作業写真
2. 全ての廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
3. その他発注者の指示による必要な書類

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

廃棄物については、受注者の責任において関係法令に基づき適正に処理すること。マニフェストに記載する排出事業者は、発注者とする。

7 その他

- （１）業務に伴い知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。また本業務完了後も同様とする。
- （２）本仕様に定めのない事項、内容に疑義が生じた場合は発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(別紙) 廃棄物の種類と予定数量

(1) 産業廃棄物の種類等と予定数量

- ・ 業務用機器類 (金属プラスチック木くず混合物) 6,000 k g
- ・ 木くず 2,000 k g
- ・ 金属くず 3,600 k g
- ・ 廃プラスチック類 (焼却対象) 1,500 k g
- ・ 廃プラスチック類 (埋立対象) 2 m³
- ・ ガラス陶磁器くず 250 k g
- ・ 廃蛍光管類 160 k g
- ・ 廃電池類 (アルカリ／マンガン／ニッカド等) 100 k g
- ・ 廃電池類 (リチウム等) 10 k g
- ・ 紙くず 1,000 k g

(2) 特定リサイクル家電の種類等と予定数量

- ・ ブラウン管テレビ (大) 2 台
- ・ 冷蔵庫 (大) 1 台
- ・ 冷蔵庫 (小) 2 台

(3) フロンガス回収対象製品の種類と予定数量

- ・ 第一種特定製品 (1 k g 未満) 3 台